

未利用口座管理手数料の導入および未利用口座自動解約の取扱開始について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷明弘）は、長期間ご利用のない預金口座が特殊詐欺などの犯罪に不正利用されるケースが多いことを踏まえ、預金口座が不正利用されることによる被害を未然に防止するため、2022年1月4日（火）より新たに「未利用口座管理手数料」を導入し、対象口座の残高が同手数料に満たない場合に自動的に口座が解約となる取扱いを開始いたします。

未利用口座管理手数料は、2022年1月4日（火）より前に開設された口座を含む「普通預金」および「貯蓄預金」口座のうち、2年以上ご利用がない口座を対象といたします。

当行では、今後とも安心・安全にお取引いただけるよう一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 未利用口座管理手数料の概要

実施日	2022年1月4日（火）
未利用口座の定義	最終ご利用日から2年間ご利用がない残高10,000円未満の口座 （注）利息入金、本手数料の引き落としはご利用に含みません。
対象となる預金種類	○普通預金（決済用普通預金、通帳レス口座を含む。） ○貯蓄預金
対象外となる預金口座	○残高10,000円以上の口座 ○預り資産〔定期性預金 ^(注) 、投資信託、債券、外貨預金〕の指定預金口座 ○ご融資（カードローン契約を含む。）の返済用口座 ○特定商品（教育資金贈与、結婚・子育て資金贈与、後見制度支援預金、信託商品等）の専用口座 （注）総合口座定期預金残高ゼロの口座を除きます。
未利用期間の算定開始となる基準日	○2022年1月4日以降に開設された口座～「最終ご利用日」 ○2022年1月4日より前に開設された口座～「2021年1月4日」または「最終ご利用日」のいずれか遅い方
手数料金額	年間1,320円（消費税込）
手数料の引落とし	○対象となるお客さまのお届け住所に、引き落としの3か月前を目処に書面でご案内します。ご案内後、ご利用またはご解約等のお手続きがない場合に対象口座から本手数料を引き落としします。 ○口座残高が本手数料に満たない場合は残高全額を引き落としします。不足分をお客さまにご請求させていただくことはありません。 ○初回手数料引落日は次のとおり予定しております。 ・2022年1月4日以降に開設された口座～2024年1月5日 ・2022年1月4日より前に開設された口座～2023年1月5日

2 未利用口座自動解約の取扱い

本手数料引き落としにより残高がゼロとなった未利用口座（残高が手数料引き落とし前からゼロの未利用口座を含みます。）は、自動的に解約させていただきます。

3 その他

- (1) ご負担いただいた本手数料の返却および解約させていただいた口座の再利用はできませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 本実施にともなう預金規定の改定については別途お知らせいたします。

(以 上)